

## デジタルハプティクスコンソーシアム参画会員規約

本規約は、国立大学法人広島大学に設置された「デジタルハプティクスコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の運営等に必要な事項について取り決めるものです。

### 第1条（コンソーシアムの内容）

コンソーシアムは、デジタルハプティクス技術の社会実装に向けた研究開発、基盤整備及びシステム実装等について、産学官が共創して取り組みます。

2. コンソーシアムに代表者を置くものとし、国立大学法人広島大学栗田雄一教授を持って充てます。
3. 広島大学大学院先進理工系科学研究科電気システム制御プログラム生体システム論研究室にコンソーシアムの事務局を置くものとします。

### 第2条（コンソーシアムの活動）

コンソーシアムは、以下の活動（以下「本活動」という。）を行います。

- ・デジタルハプティクス技術に関するマーケティング活動
- ・デジタルハプティクス技術の普及に向けた、啓発、情報発信
- ・デジタルハプティクス技術に関する研究開発成果物発表
- ・参画会員交流・情報交換・マッチングイベント
- ・デジタルハプティクス技術に関するセミナー、ワークショップ、研修会の開催

### 第3条（コンソーシアム参画の対象）

コンソーシアム参画の対象は、特に制限は設けませんが、法人および個人とします。

### 第4条（規約の適用範囲及び変更）

本規約は、次条に定める参画会員に適用するものとし、第7条2（2）に定める分科会や参画会員同士の社会実証実験の個別フェーズにおいて発生する詳細な取り決め事項は、関係者間にて協議の上、適宜個別契約を取り交わすものとします。

2. 本規約の変更又は失効については、コンソーシアムの代表者及び事務局の審議承認を得て

実施されます。

## 第5条（コンソーシアムへの参画）

コンソーシアムへの参画希望者は、本規約に定めるコンソーシアムの内容等を理解し、本規約に則って本活動を行うことに同意し、別紙1に定める申込書を用いて事務局にお申し込みください。コンソーシアムの代表者の参画承諾をもって参画会員となります。事務局は、新たな参画会員の情報を、書簡または電子メール等により、他の参画会員に送付します。

2. 事務局は、参画希望者の申込み内容に虚偽がある場合又は過去に本規約違反等によって参画会員資格の取消しが行われている場合等、参画の承諾をしないことがあります。

3. 参画会員は、申込み内容の変更があった場合には、コンソーシアム指定の変更申込みフォームを用いて事務局に速やかに申請ください。

## 第6条（欠格条項）

次のいずれかに該当する参画希望者は、コンソーシアムに参画することができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業、団体並びに個人等
- (2) 暴力団関係者が役員として構成する法人その他の団体に属する企業、団体並びに個人等
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある企業、団体並びに個人等
- (4) 暴力的行為、脅迫的行為その他これらに準ずる行為をするおそれのある企業、団体並びに個人等
- (5) コンソーシアムの活動を政治的・宗教的な活動に利用するおそれのある企業、団体並びに個人等
- (6) コンソーシアムの活動を毀損するような目的に利用するおそれのある企業、団体並びに個人等
- (7) その他、コンソーシアムの趣旨に照らして相当ではないものと認められる企業、団体並びに個人等

## 第7条（コンソーシアムの参画会員種別と活動内容）

コンソーシアムの参画会員には以下の種別を設けます。

**情報会員**：コンソーシアムがメールマガジン等により発信する情報提供を受けることができます。また、コンソーシアムが主催するイベントへの参加も可能です。

**分科会会員**：情報会員が受ける情報提供とイベントへの参加ができることに加えて、2(2)に規定される分科会に所属し、デジタルハプティクスを活用したサービスのコンセプト等について、分科会の議論に参加することができます。

## 2. コンソーシアムの参画会員は、以下の活動を行います。

(1) 事務局及び参画会員は、情報会員及び分科会会員に対して、イベント開催、メールマガジンの配信等を通して、デジタルハプティクスに関連する情報（以下「デジタルハプティクス関連情報」と呼ぶ。）を相互に提供します。

(2) 事務局は、将来的な社会実証実験においてデジタルハプティクスを活用したサービスのコンセプト実証（Proof of Concept, PoC）を行う準備として、業種毎の分科会を適宜設置します。分科会は、分科会会員が、他の分科会員と共に実証すべきサービスのコンセプト等を検討します。事務局はまた、デジタルハプティクスに関連する研究成果を活用した将来的な社会実証実験を見据えて、分科会員同士のマッチングの場を提供します。マッチングの場における議論を通じてコンセプトや実験のアイデアが具体化された場合には、分科会員同士で協議の上、社会実証実験を進めます。

## 3. 参画会員は、コンソーシアムの活動に参加する者の氏名を、事務局に届け出てください。

## 第8条（会費）

コンソーシアムの会費は無料とします。

## 第9条（会員資格の有効期間と退会の手続）

会員資格の有効期間は、第5条の参画から当該年度末までとし、次項に定める退会申入れがない限り、2027年3月31日まで1年ごとの自動更新とします。尚、2027年3月31日以降については、コンソーシアムより参画会員に対して運営継続の通知を行うことを予定としています。

2. 参画会員は、次年度の退会を希望する場合、有効期間満了3ヵ月前までに文書によって事

事務局へ通知をする必要があります。

3. 参画会員が資格喪失した場合は、第13条（秘密保持）については2年間、第15条（知的財産権）、第16条（非保証）及び第19条（管轄裁判所）から第23条（問い合わせ先）の規定については、引き続き効力を有するものとします。

4. 参画会員が本規約の定めに基づき退会または、会員資格を取り消された場合には、事務局は速やかに他の参画会員にその旨を通知するものとします。

## 第10条（参画会員資格の取消し）

事務局は、参画会員が以下の項目のいずれかに該当した場合は、参画会員資格を取り消すことがあります。また、参画会員資格を取り消されたことにより損害を生じても、広島大学はこれを一切賠償しません。

- ①本規約のいずれかに違反しているとき。
- ②参画申込み内容に虚偽があったことが判明したとき。
- ③第17条の事項に該当することが判明したとき。
- ④その他、コンソーシアムが不適切と判断する行為を行ったとき。

## 第11条（コンソーシアム関連ロゴの表示）

参画会員による別紙2に定めるコンソーシアム関連のロゴ表示については、コンソーシアムが別途指定する態様（表示方法及び表示箇所を含むが、これに限定されないものとする。）に従うものとします。

## 第12条（参画会員の商号等の使用）

広島大学は本コンソーシアム活動の宣伝・広告、ならびにNEDOへの報告等のために、参画会員の商号・屋号について、当該参画会員の事前の承諾を得たうえで使用できるものとします。

## 第13条（秘密保持）

参画会員は、本活動に関して他の参画会員から開示された技術上又は営業上の情報であつて、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後30日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、活動参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはなりません。また、開示を受けた参画会員は、当該情報を本活動の実施以外の目的で使用してはなりません。ただし、開示を受けた参画会員が、当該秘密情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及びNEDOへ報告する場合についてはこの限りではありません。

- 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
- 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
- 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
- 五 開示を受けた秘密情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

2 前項にかかわらず、参画会員は、以下の場合、本活動の実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができます。ただし、参画会員は、第三号又は第四号に基づき秘密情報の開示を受ける者に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければなりません。また、参画会員は、第一号又は第二号に基づき秘密情報の開示を受ける者に対し、可能な限りにおいて、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、また、開示した当該情報は、公開対象になるものを除き、引き続き秘密情報として取り扱うものとします。

- 一 法令の定めに基づき開示等する場合
- 二 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
- 三 参画会員の役員および従業員で、本活動に関連する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合
- 四 本活動を実施する上で、秘密情報を知る必要のある最低限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合

3 参画会員は、前項第三号又は第四号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退職した後も、本規程に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければなりません。

## 第14条（個人情報保護）

参画会員は、事務局より参画会員へ開示された個人情報を、コンソーシアムが開示時に定める目的に必要な限りにおいて用いるものとし、当該目的以外のいかなる目的にも利用してはなりません。また、参画会員以外の第三者に開示、提供することを固く禁じます。

2. 参画会員は、事務局より提供された個人情報を流出させてしまった場合又はそのおそれがある場合、事務局に直ちに連絡するとともに、自らの責任と負担でこれに対処するものとし、

## 第15条（知的財産権）

広島大学又は参画会員は、開示者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、植物品種、プログラムの著作物等、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウ（以下これらを総称して「知的財産」という。）の創作を行うことが、開示目的に含まれていないことを相互に確認します。もし、広島大学又は参画会員が、当該開示者から開示された秘密情報に基づき、又はこれが存在しなかったらなしえなかった知的財産の創作を行った場合には、直ちに当該開示者及び事務局に対し通知するものとし、当該知的財産に係る権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとし、

## 第16条（非保証）

広島大学および参画会員は、他の参画会員に対し、当該会員より提供希望を受けた時点で本コンソーシアムが保有するデジタルハプティクス関連情報を現状有姿の状態を提供し、デジタルハプティクス関連情報に関し何等の保証は行いません。

2. 参画会員は、本規約に反しない範囲で、自己の責任においてデジタルハプティクス関連情報を使用するものとし、広島大学および他の参画会員に損害を与えることのないものとし、

広島大学は、デジタルハプティクス関連情報に基づいて参画会員が製造した製品の性能、品質、安全性及び技術上、経済上その他の事項（製造物責任を含むが、これに限定されない。）につき、一切責任を負いません。

3. 本条の規定は、法律上の契約不適合責任を含む広島大学の責任のすべてを規定したものであって、前項を含め、広島大学は法律上の請求原因の如何にかかわらず、本規約に係る一切の直接、間接、特別損害その他一切の損害に関し、過失の有無を問わず、一切の責任を負いません。

4. 参画会員は、デジタルハプティクス関連情報に基づいた自己の製品及び当該製品の関連資料（提案書、カタログ、マニュアル及びインターネットホームページを含むがこれに限定されないものとする。）が、第三者の知的財産権その他権利を侵害するものとして、当該第三者との間に紛争が生じた場合又はそのおそれがある場合は、自己の責任と費用においてその解決にあたるものとします。

## 第17条（反社会的勢力の排除）

参画会員は、以下の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）
- ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 第18条（損害賠償）

参画会員は、故意又は重大な過失により、他の参画会員に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はこれによって生じた直接的かつ通常損害を賠償しなければなりません。ただし、本規約の定めと個別契約の定めが矛盾する場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

## 第19条（管轄裁判所）

本規約に関して訴訟を提起する必要がある場合、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第20条（法令等の遵守義務等）

参画会員は、本活動において、関係する法令等及び国又は自治体が定める指針・ガイドライン等を遵守しなければなりません。

## 第21条（存続期間及び終了）

本規約は、2025年4月1日から発効し、コンソーシアムの終了まで有効に存続します。

2 前項の規定にかかわらず第13条（秘密保持）の規定は、コンソーシアムの終了後引き続き2年間有効に存続するものとし、第15条（知的財産権）、第16条（非保証）、及び第19条から第23条（管轄裁判所、法令等の遵守義務等、存続期間及び終了、協議事項、問い合わせ先）の規定は有効に存続するものとします。

## 第22条（協議事項）

本規約に定めなき事項及び本規約の各規定に疑義を生じた時は、コンソーシアムと会員が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

## 第23条（問い合わせ先）

コンソーシアムへの問い合わせは以下の窓口で受け付けします。



広島県東広島市鏡山 1-4-1

国立大学法人広島大学内デジタルハプティクスコンソーシアム事務局

E-mail : [contact@dx-haptics.com](mailto:contact@dx-haptics.com)

別紙1

申込日： 年 月 日

「デジタルハプティクスコンソーシアム」参画申込書

デジタルハプティクスコンソーシアム事務局 様

法人/個人 いずれかをご選択ください

法人会員

個人会員

(法人会員) 所在地/ (個人会員) 住所：

法人名/氏名：

印

1. 「デジタルハプティクスコンソーシアム参画会員規約」を遵守することを誓約したうえで、表題コンソーシアムに参画いたしたく本申込をいたします。

2. 本申込書に記載する個人情報の取り扱いに関し、以下の各事項に同意いたします。

・広島大学は、以下の個人情報を本規約第2条に定める活動内容にのみ利用することとし、それ以外の目的では利用いたしません。

・広島大学は、当該個人情報を上記目的のために必要な範囲内で第三者に提示/提供することがあります。

・広島大学は、その他、当該個人情報の取り扱いについて、大学が定める“個人情報保護に関する方針（プライバシー・ポリシー）”に従います。

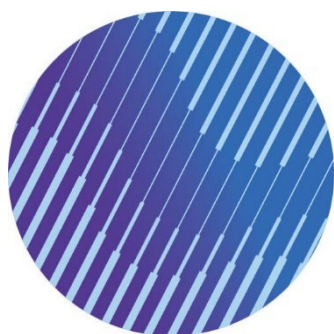
URL : [https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information\\_disclosure/privacy\\_policy](https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information_disclosure/privacy_policy)

■ コンソーシアムの活動に参加する者

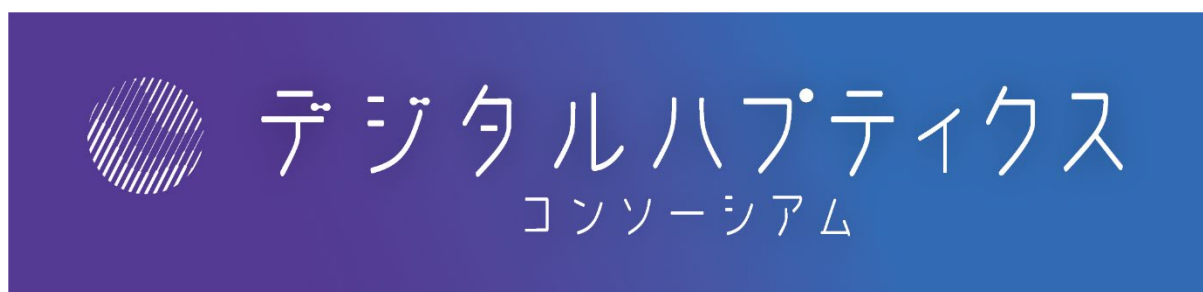
ふりがな 氏 名	
部 署	
役 職	
TEL	TEL :
E-mail	

別紙2

アイコン



ロゴ大・青（日本語）



ロ ゴ 大 ・ 青 （ 英 語 ）



ロゴ小・青（日本語）



ロ ゴ 大 ・ 黒 （ 日 本 語 ）



デジタルハプティクス  
コンソーシアム

ロゴ大・黒（英語）



DX~HAPTICS